

2.2 「申し立て内容の把握」のポイント等

低周波音が原因と思われる苦情が発生した場合には、苦情申立者（「以下、「苦情者」という。」）の申し立て内容を的確に把握することが重要である。

手引書 p.2 にある「聞き取り調査のチェック項目」について、ポイントや解説を以下に示す。（枠囲いは手引書の抜粋である。）

○聞き取り調査のチェックリスト

申し立て内容

- ・被害状況：建具等のがたつき、圧迫感や振動感や違和感などの不快感
音は聞こえるか（感じるか）、地盤振動はあるか

（ポイント等）

- ・物的苦情か、心身苦情か、苦情内容の分類を行う。
- ・物的苦情の場合、低周波音または地盤振動が原因である可能性が考えられる。

- ・建具等のがたつきがある場合：特定の建具ががたつく、家中の建具ががたつく

（ポイント等）

- ・物的苦情の場合、低周波音によるものか、地盤振動によるものかの分類を行う。
- ・特定の建具ががたつく場合には低周波音の可能性が、家中の建具ががたつく場合には地盤振動の可能性が考えられる。

- ・音が聞こえる場合：どんな音か

（ポイント等）

- ・苦情者による音の表現で、問題としている音のおおまかな周波数を推定する。
（例）ブンブン、ウーンなどは低～中域、キーン、ビーなどは高域の音の可能性がある。

- ・窓を開けると：楽になる、苦しくなる／音が聞こえる（感じる）、聞こえない（感じない）

（ポイント等）

- ・2つの質問は、問題となる低周波音（騒音）の周波数を推定するためのものである。
 - ・一般に窓を開けている場合は、屋外からの環境騒音により低周波音が隠れて聞こえにくく（感じにくく）

なることがある。一方、窓を閉めた場合には、騒音のうち中高周波数成分が遮音され低周波音が際立つ

て聞こえる（感じる）ことがある。音の発生源が屋外にあるとき、中高周波数成分を多く含む音の場合

は窓を閉めた方が楽になり、低周波音成分が多いと窓を開けた方が楽になることがある。

・家屋内の部屋毎の感じ方の差：音を感じる部屋・感じない部屋があるか

（ポイント等）

・家屋内で問題が発生している場合、問題となる部屋を特定する。発生源との位置関係や定在波（次項に

説明あり）発生の有無などによる。音を感じる部屋と感じない部屋で測定し、結果を比較することで、

問題となる周波数を特定できることもある。

・部屋の中の強く感じる場所：壁際、中央、床、その他（定在波の存在の確認）

（ポイント等）

・部屋の中の問題となる場所を特定するための項目である。

・低周波音の波長と部屋の寸法との関係によっては定在波（壁からの反射音同士が干渉することにより、

部屋の中で音の大きい場所と小さい場所が生ずる現象）が発生しやすく、同じ部屋の中であっても場所

によって感じ方が異なることがある。そのため、どの場所が最も強く感じるかを聞き取る必要がある。

・時間帯：昼（午前、午後、夕刻）、夜、睡眠時、一日中、その他 風の強い日、雨の日等

（ポイント等）

・発生時間帯を把握することで、発生源が機械や施設の場合には稼働時間がわかれば、発生源との対応関

係の有無を推定できる場合がある。

・特定の気象条件で発生する場合（波、堰の放流、強風による共鳴現象、気象条件により稼働

する施設な

ど)、発生源を特定する手掛かりになる場合がある。

・継続時間等：連続的である、短時間の現象である、常に変化している（何分間隔）

（ポイント等）

・発生状況がわかれば、発生源の可能性があると思われる施設等の稼働状況と対応を調べることにより、

発生源を特定する手掛かりになる場合がある。

・時間的経過：いつ頃から（何年前、何ヶ月前から、何かの出来事の時から）

（ポイント等）

・問題が発生した時期を把握することで、機械や施設が導入された時期や不具合が発生した時期等との

対応から発生源を推定できる場合がある。

・本人の申し立てる発生源：

（ポイント等）

・苦情者の訴える発生源をまず第一に確認するが、それ以外に発生源となりうるものがないか、周囲を十

分確認する。